二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字宇賀西平山四七二四の三、佐伯区湯来町大字多田字蛇前一五二八、一五二九、一五四一の一、字湯来二五四〇の一、大字下字川井一六〇五、一六〇七、庄原市口和町竹地谷字中山甲二三の二、甲二三の三、一四の一、字下槙原一二七二、一二七四、川北町字盤ノ谷二一五九の一、二一六〇の一、甲二一六〇の二、甲二一六〇の三、比和町森脇字一里松甲一三九の一、甲一三九の二、一四〇、一四一、字畑ケ谷八〇八、八四七、西城町油木字人詰一三五の三、一三七（次の図に示す部分に限る。）、字上エ人詰メ一一八二、一一八四、字津ノ谷九七の一、九八の四、九八の一一、九八の二一、東城町粟田字芝下平一四五三の一、一四五三の七、一四五六の一から一四五六の三まで、一四五八の一、一四五八の三、一四五九、東城町川西字宮平九三、九四の二、九四の三、一二二から一二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
国土交通省告示第百六十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS—548	ウオタニ　AK—33	魚谷鉄工株式会社	奈良県五條市犬飼町35番地

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

○経済産業省
国土交通省告示第百六十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS—549	ニッサン　SB—WF05	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

○経済産業省
国土交通省告示第百六十七号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS—550	リンデ　357—05	コマツユーティリティ株式会社	栃木県小山市横倉新田110

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

○経済産業省
国土交通省告示第百六十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS—551	ランボルギーニ　VT51	株式会社コーンズ・エージー	北海道恵庭市北柏木町3丁目104番地1

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

○経済産業省
国土交通省告示第百六十九号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月十二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS—552	テナント　M20D	テナントカンパニー日本支店	神奈川県横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル9階
NS—553	テナント　T20D	〃	〃

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

○経済産業省
国土交通省告示第百七十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月十二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS—554	ハム　DV65_70	ヴィルトゲン・ジャパン株式会社	東京都千代田区神田神保町二丁目20番6号

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁